

<地域建設業経営強化融資制度活用に係る工事請負代金債権の譲渡承諾について>

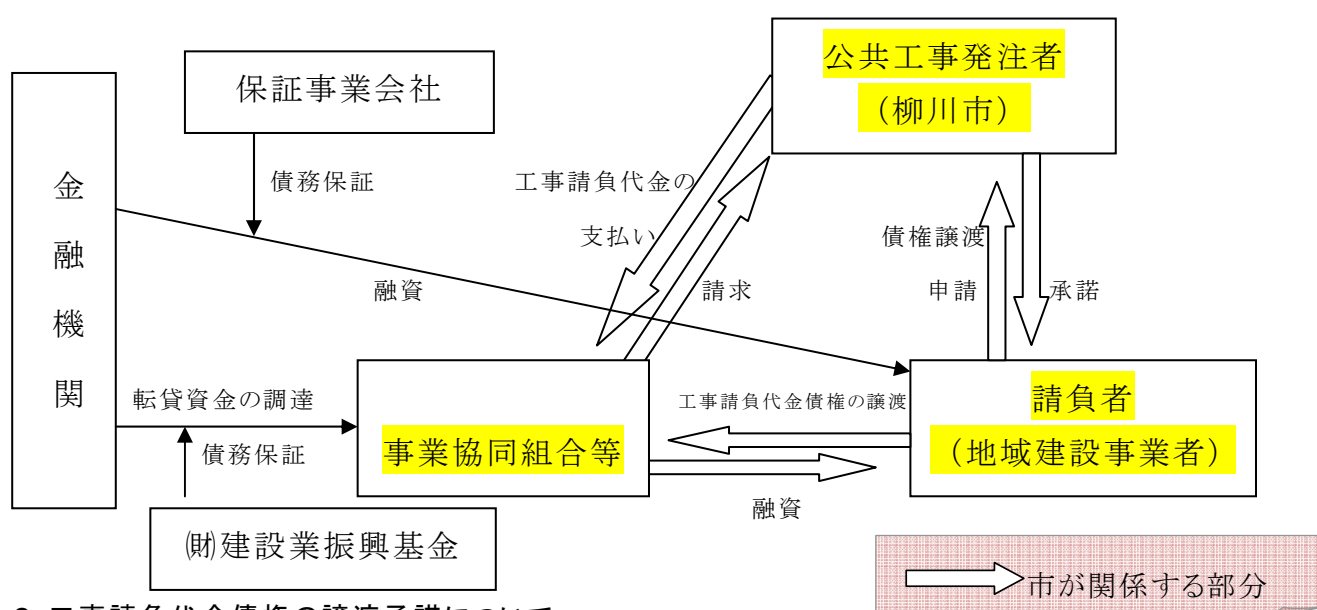
◆ 地域建設業経営強化融資制度について

1 制度の概要

地域建設業経営強化融資制度は、国土交通省が、「安心実現のための緊急総合対策」を受けて創設した制度。公共工事を受注した建設業者（元請業者）が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権を担保として、事業協同組合等（又は一定の民間事業者）からの転貸融資と保証事業会社の債務保証による金融機関からの融資を組み合わせることにより、中小・中堅元請負建設業者への資金供給の円滑化を図る制度。

発注者である自治体等の工事請負代金債権の譲渡承諾が融資の前提条件となる。

【地域建設業経営強化融資制度のスキーム図】



2 工事請負代金債権の譲渡承諾について

工事請負代金債権の譲渡については、原則認めていないが、工事請負事業者が債権譲渡を活用した融資制度を利用する場合に限り、当該債権の譲渡を承諾する。

(1) 工事請負代金債権譲渡承諾の概要

① 対象となる建設工事

市が発注する公共工事（繰越工事等を除く）

② 債権譲渡先

ア 中小企業協同組合法第3条に規定する事業協同組合 ～ 福岡県建設業協同組合

イ (財)建設業振興基金が適当と認める民間事業者 ～ (株)建設総合サービスなど

③ 債権譲渡の承諾時期

当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降

【参考】工事請負契約書約款

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。